

(2) 通級による指導とは

(a) 通級による指導を行うことができる法的根拠

学校教育法施行規則 140 条には、特別支援学級の児童生徒を除いて、障がいに応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、「特別の教育課程」によることができることと示されています。

(b) 福島県における通級による指導の対象と障がい種別の指導の概要

平成 26 年 4 月に出された「特別支援学校にかかわる就学事務の手引き～早期からの一貫した支援のために～」(福島県教育委員会)には、次のように対象と障がい種別ごとの概要が示されています。

通級による指導の対象となる障がいの種類

言語障がい者 自閉症者 情緒障がい者 弱視者 難聴者 学習障がい者
注意欠陥多動性障がい者 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、上記の障がいの種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行う。

本県で設置されている通級による指導の概要 (平成 29 年 3 月現在)

【言語障がいのある児童生徒への通級による指導】

障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とする指導の内容は、正しい音の認知や模倣、構音器官の運動の調整、発音・発語指導などの構音の改善にかかわる指導、遊びの指導・劇指導・斉読法などによる話し言葉の流暢性を改善する指導、遊びや日常生活の体験と結び付けた言語機能の基礎的事項に関する指導等が考えられる。

特に必要があるときは、障がいの状態に応じて「各教科の内容を取り扱いながら行う」*1 ことができます(例：国語等における教科書の文章の音読に関し、的確な発音で、かつスムーズに行うことができるようにする指導等)。



* 1：平成 28 年 12 月「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について (通知)」において、障がいに応じた特別の指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導として行うことを明確にしました。

【自閉症のある児童生徒への通級による指導】

基本的には、特別支援学校等における自立活動を参考とした指導を中心としながら、社会的適応性の向上を目的とし、限られた授業時数の中で、自閉症・情緒障がい特別支援学級と類似した同様のねらいで取り組みがなされている。なお、通級による指導では、特に必要があるときは、障がいの状態に応じて「各教科の内容を取扱いながら行う」ことができます（例：国語等において意図を読み取ることの困難さに対し、文学的な文章の中で登場人物の考えや気持ちを読み取る指導）

【情緒障がいのある児童生徒への通級による指導】

基本的には、特別支援学校等における自立活動を参考とした指導を中心としながら、社会的適応性の向上を目的とし、限られた授業時数の中で自閉症・情緒障がい特別支援学級と類似したねらいで取り組んでいる。

なお、通級による指導では、特に必要があるときは、障がいの状態に応じて「各教科の内容を取扱いながら行う」ことができます（例：社会等において、自尊感情の低下により生じる困難に対し、人前で話すことや発表することに自信をもてるようにする指導やグループでの活動に参加意欲を高める指導等）。

【難聴のある児童生徒への通級による指導】

通級指導教室では、聴覚障がいに基づく種々の困難の改善・克服を目的とする指導を行うが、特に必要があるときは、障がいの状態に応じて「各教科の内容を取扱いながら行う」ことができます（例：音楽等において、歌唱、楽器の演奏に関して、補聴器等を活用しながら、より適切に行うことができるようにする指導等）。

【学習障がいのある児童生徒への通級による指導】

通級による指導を行うに当たっては、特別支援学校の学習指導要領における自立活動を参考にした指導を中心としながら、学習障がいの特性や、子供一人一人の個別の教育的ニーズに十分に配慮することが大切である。

実際の指導では、指導の目標や内容・方法等を踏まえ、必要に応じて、個別指導やグループ別指導を適切に組み合わせて行うことが求められる。加えて、障がいの状態の改善又は克服を目的とした指導と、障がいの状態に応じて「各教科の内容を取扱いながら行う」こと（例：国語等において障がいの特性に応じた読みやすくなる工夫を練習する指導等）について、それらを適切に組み合わせて行うことが効果的である場合には、適切な配慮の下に実施することが大切である。また、学習障がいのある子供については、月1単位時間程度の指導でも十分な教育的効果が認められる場合があることから、一人一人の状態に応じて、適切な指導時間数を設定することが重要である。



【注意欠陥多動性障がいのある児童生徒への通級による指導】

通級による指導を行うに当たっては、特別支援学校の学習指導要領における自立活動を参考にした指導を中心としながら、注意欠陥多動性障がいの特性や、子供一人一人の個別の教育的ニーズに十分に配慮することが大切である。

実際の指導では、指導の目標や内容・方法等を踏まえ、必要に応じて、個別指導とグループ別指導を適切に組み合わせて行うことが求められる。加えて、障がいの状態の改善又は克服を目的とした指導と、障がいの状態に応じて「各教科の内容を取扱いながら行う」こと（例：算数等において文章題の必要な情報に注目できるよう練習をしてから解くようにする指導等）について、それらを適切に組み合わせて行うことが効果的である場合には、適切な配慮の下に実施することが大切である。また、注意欠陥多動性障がいのある子供については、月1単位時間程度の指導でも十分な教育的効果が認められる場合があることから、一人一人の状態に応じて、適切な指導時間数を設定することが重要である。



**通級による指導を受けている子が
どんな学習をしているか知っていますか？**